

# 職員からの苦情相談

人事委員会では、職員からの勤務条件その他の職場における悩みや苦情について、広く相談に応じています。

## ○相談の方法、窓口

### <相談の方法>

下表の中から、相談者の都合のよい方法で相談することができます。

面談又は文書による相談を希望する場合は、苦情相談申出書を提出してください。

なお、複雑な背景や事情があるなど問題のある内容を含む相談の場合には、事実関係や当委員会に具体的にどうしてほしいのか等について確認させていただくことがあります。

方法	内 容
電話	<p>直通電話 <u>098-866-2120</u></p> <p>○電話の初めに「苦情相談」である旨をお伝えください。</p> <p>○苦情相談申出書を提出する必要はありませんが、同申出書の各項目に沿って、職員相談員が聴き取りします。</p> <p>○相談時間は、原則として1人当たり30分以内を目安とします。</p>
面談	<p>苦情相談申出書を下記相談窓口あて電子メール又は郵便により提出してください。</p> <p>○苦情相談申出書の受理後、職員相談員から面談日時の調整等のための連絡を入れます。</p> <p>○面談の時間は、原則として1人当たり1時間以内を目安とします。</p>
文書	<p>苦情相談申出書を下記相談窓口あて電子メール又は郵便により提出してください。</p> <p>○郵便による場合は、封書に「親展」と朱書きして差し出してください。</p>

### <相談の窓口>

窓 口：沖縄県人事委員会事務局 職員課

住 所：〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 本庁舎2階 (R8.1.9まで)

〒900-0036 那覇市西3-11-1 三重城合同庁舎8階 (R8.1.13から)

電 話：098-866-2120 (直通)

電子メール：[kujyou-soudan@pref.okinawa.lg.jp](mailto:kujyou-soudan@pref.okinawa.lg.jp) (苦情相談受付専用)

相談受付：月曜日～金曜日 (年末年始、祝日を除く)

## ○相談対象職員

苦情相談をすることができるのは、沖縄県、市町村（那覇市を除く）、一部事務組合及び広域連合における一般職の職員です。

対 象	一般職の職員（一般行政職員、教員、警察・消防職員） ※条件付採用期間中の職員、臨時の任用職員、再任用職員及び会計年度任用職員を含む。
対象外	・地方公営企業職員（病院事業局、水道局等職員等） ・現業職員（運転士、用務員等） ・特別職（嘱託員等）

※原則として、職員本人からの相談に限っており、家族や代理人、職員団体を通じての相談には応じておりません。

※離職した職員は、離職又は再任用に関する内容に限り、相談を行うことができます。

## ○相談できる内容

職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等の人事管理全般に関する悩み事や苦情等について相談に応じています。

相談例　・休暇を認めてももらえない　・いじめを受けている　・辞職を強要されている  
<相談で対応できない内容>

- ・人事や予算などの管理運営事項に関すること。
- ・不正行為等に対する告発、内部通報に関すること。
- ・謝罪や懲戒処分、損害賠償を求めること。

## ○相談への対応

人事委員会事務局の職員相談員が、相談者からの相談の内容に応じ、制度の説明やアドバイス等を行います。また、必要に応じ、相談者の了解の下に任命権者へ相談内容を伝達したり、事実関係の調査等を求める等により、相談に係る問題解決の支援を図ります。

ただし、相談内容が管理運営事項に該当する場合には、相談者への制度説明や助言にとどまります。

なお、苦情相談制度は、関係当事者の協力により成り立っているものであり、人事委員会が任命権者に対し、法的拘束力を伴う指導等を行うことはできません。また、人事委員会が相談者の代理人として、任命権者と直接交渉等を行うものではありません。

## ○秘密の厳守、不利益取扱いの防止

- ・相談者からの相談内容や相談者に関する事全てについて秘密を厳守しますので、安心してご相談ください。
- ・職員が苦情相談を行ったことによって、職場において不利益な取扱いを受けることがないよう、各任命権者に配慮義務を課しています。